



今回は、雇用保険の改正について御紹介させていただきます。雇用保険が週10時間以上働く方に適用になります。また、育児休業給付金の延長申請の要件が変更になります。

雇用保険法が改正されました！ 令和10年10月から週10時間で適用へ

社労士法人ミナジン

令和6年5月10日、雇用保険の適用拡大などを盛り込んだ「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、令和6年法律第26号として、同月17日の官報に公布されました。施行期日は、基本的には令和7年4月1日ですが、公布日から数段階に分けて施行されます。まずは全体像を確認しておきましょう。

1. 雇用保険の適用拡大

雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大する。【令和10年10月1日施行】

2. 教育訓練やり・スキリング支援の充実

① 自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限をせず、雇用保険の基本手当を受給できるようにする（※1）。

※1 自己都合で退職した者については、給付制限期間を原則2か月としているが、1か月に短縮する（通達）。

② 教育訓練給付金について、訓練効果を高めるためのインセンティブ強化のため、雇用保険から支給される給付率を受講費用の最大70%から80%に引き上げる（※2）。

※2 教育訓練受講による賃金増加や資格取得等を要件とした追加給付（10%）を新たに創設する（省令）。

③ 自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金〔教育訓練休暇給付金〕を創設する。

【①=令和7年4月1日、②=令和6年10月1日、③=令和7年10月1日施行】

3. その他の雇用保険制度の見直し

① 教育訓練支援給付金の給付率の引き下げ（基本手当の80%→60%）を実施する。

② 就業促進手当の所要の見直し等を実施する。【令和10年10月1日施行】

2025年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります！

これまで保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。**2025年4月から**これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。

■育児休業給付金の支給対象期間延長要件（※1～3のすべてを満たす必要があります）

1. あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること

- ✓ 入所申込年月日の子が1歳に達する日（＊）までの日付となっていることが必要です。
- ✓ 単に申し込みを失念していた場合や、入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申し込みを行わなかった場合は、延長は認められません。
- ✓ 子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けられない場合は、申告書の理由欄にその旨を記載した上で、必要な書類※を添付してください。

2. 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること

- ✓ 原則として子が1歳に達する日（＊）の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること。
- ✓ 申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと。
- ✓ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと。

3. 子が1歳に達する日（＊）の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

- ✓ 子が1歳に達する日の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、発行年月日の子が1歳に達する日の翌日の2か月前（4月入所申し込みの場合は3か月前）の日以後の日付となっている市区町村の通知書※を添付してください。
- ✓ やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合はこの要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申し込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかった場合を指します。

※詳細については下記サイトでご確認お願い致します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html

MINAGINE NEWS LETTER

発行：社会保険労務士法人ミナジン／株式会社ミナジン

[Mail] info@sr-minagine.jp [Web] <https://sr-minagine.jp/>